

第3期飯塚市地域福祉計画【概要】

第1章 計画の策定にあたって

○計画策定の根拠

- ・社会福祉法第107条

○計画策定の目的

・福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけ、地域福祉を総合的に推進する理念を明らかにし、個別計画を横断的につなぐ役割を果たすとともに、対象者や分野にかかわらず、福祉の観点から市民の生活支援を目指す。

○計画の期間

- ・令和5年度～令和14年度の10年間

○計画の策定体制及び策定の過程

- ・飯塚市地域福祉推進協議会…委員18名

学識経験者…2名

社会福祉関係者…9名

市民団体等…5名

市民代表…2名(公募)

- ・市民アンケート調査

調査対象者:令和4年5月26日現在、飯塚市に住んでいる18歳以上の方

対象者数:3,000人

抽出方法:住民基本台帳より無作為抽出

調査期間:令和4年6月17日～令和4年7月31日まで

調査方法:郵送配布(郵送による回答及びWEBによる回答を併用)

(礼状兼協力依頼ハガキを1回発送)

有効回答:1,410件、47.0%

- ・関係団体ヒアリング調査

調査対象者:福祉の取り組みを行っている関係団体や企業17団体

調査期間:事前調査(令和4年6月)、ヒアリング調査(令和4年9月)

- ・地域の取り組み状況調査

調査対象者:地区(校区)社会福祉協議会・地域福祉ネットワーク委員会20地区

- ・市民意見募集

第2章 飯塚市の地域福祉を取り巻く状況

○飯塚市における地域福祉の状況

○地域福祉に関する社会資源の状況

- ・地域福祉を推進している主な団体等
- ・市内の主な社会資源の状況
- ・地域福祉に関する圏域

○第2期計画のふり返り

○地域福祉をめぐる課題まとめ

第3章 計画の基本方針

- 計画の基本理念
- 計画の基本目標
- 計画の体系

第4章 目標達成に向けた取り組み

第3章の計画の体系に沿って記載

- ・現状と課題
- ・取り組みの方向性
- ・具体的取組
- ・計画目標

第5章 計画の推進に向けて

- 計画の推進に向けて

資料編